

# 司法書士界版

## 京都司法書士会内に 自民党の支部事務所

支明 収金 資政  
判書 報書 告報

### 会側が無償提供 事務担当者も会職員

京都市中京区にある京都司法書士会(中川馨会長)が、支部の事務所が存在し、会側が無償で提供している疑いがあることが、埼玉の司法書士の調べで分かった。同支部の政治資金収支報告書から判明したもので、支部

の「事務担当者」には司法書士の事務局職員が記載されているという。無償提供とすれば、経常経費相当額の全額が司法書士会側の「寄付」に当たるが、同報告書に記載はなく、政治資金規正法違反になる。こうしたケースは、他の司法書士会にもあるとの報告もあり、政治団体に絡む司法書士のずさんな体質が分かるみになる可能性がある。

この問題は、日本司法書士政治連盟の政治資金収支

◇司法書士界関係情報、催し物などを本紙編集部までお知らせ下さい。編集部 ☎0467(六)二五三三、FAX ☎0467(六)一三六三〇

報告書の虚偽記載疑惑(本紙1826、1830各号)を追及している埼玉司法書士会の広田博志氏が、全国的な司法書士会と政治連盟の、カネの問題を調査するなかで明らかになった。同氏によれば、京都府内

には、司法書士関連の政治団体は、「日本司法書士政治連盟京都会」と「自由民主党京都司法書士職域支部」(自民党京都司法書士支部)があるが、両団体の政治資金収支報告書の写しを確認したところ、両団体

の主たる事務所の所在地が、京都司法書士会と同一住所で「京都司法書士会」と記載されていた。ま

### 「活動実態ない」京都协会会长

同司法書士会内に自民党の支部があることについて、「私自身、知らなかった。だが、現在は活動していないとの報告を受けている。現実的に実態がない以上、外形的にもきちっとしなければならぬと思う」と語り、調査のうえ、早急な是正措置を検討する考えを示した。

また、経費の会負担についても、活動実態がないことから、指摘されているような「利益供与的なことはない」としている。今のところ、いつからどういう経緯で支部が設置されたかは、明らかでなく、かつて活動していた支部が残存してしまっている、という見方だけがある。

た両団体の報告書記載の「事務担当者」は、同一人物で同司法書士会の職員であり、広田氏はそれを本人に電話で確認している、という。

また、両団体は少なくとも平成二十年までの過去三年間、人件費や事務所経費などの経常経費の支出が、同報告書でゼロとなっている。

広田氏はこの点で、経常経費全額が司法書士会側の「寄付」に当たり、報告書への不記載で規制法二二条違反となると指摘。また、行政書士会が政治団体への金員の寄付と同視し得る行為が行政書士会の目的外行為として違法・無効となった昨年の大阪高裁判決なども引用し、強制加入団体である司法書士会の政治団体や特定政党支部との一体化は、「思想・信条の自由の観点からみても深刻な問題」としている。